

資料5 教員組織

番号	区分	職種	専門分野	主担当	副担当 (共同は×0.5)	実習科目 (実務家×2)	学部等 (共同は×0.5)	合計
1	専	教授	学校経営学	6	1	1	3.5	11.5
2	実専	教授	教育学	4	1.5	2	1.5	9
3	実専	教授	教育実践論	5	2	2	1.5	10.5
4	実専	教授	教育実践論	1	0	2	0.5	3.5
5	実専	准教授	教育実践論	2	2	2	0.5	6.5
6	実専	教授	教育実践論	2	3	2	0	7
7	実専	教授	教育実践論	3	2	2	0	7
8	実専	教授	国語教育学	2	2	2	0	6
9	実専	教授	教育実践論	1	0.5	2	0	3.5
10	専他	教授	教育方法学	4	0	1	5.5	10.5
11	専他	教授	教育心理学	3	0	1	2.5	6.5
12	実専他	准教授	教育学	1	1	2	5.5	9.5
13	専他	准教授	教育学	2	1	1	6.5	10.5
14	専他	教授	道德教育論	3	0.5	1	2	6.5
15	専他	教授	特別支援教育学	4	1.5	1	8.5	15
16	実専他	准教授	特別支援教育学	4	3	2	1.5	10.5
17	実専他	准教授	特別支援教育学	4	1.5	2	11	18.5
18	専他	准教授	特別支援教育学	4	2	1	8	15
19	専他	教授	国文学・日本古典文学	0	1	1	8.5	10.5
20	専他	教授	社会科教育学	3	0	1	6	10
21	専他	教授	英語科教育学	2	0.5	1	13	15.5
22	専他	教授	数学科教育学	2	6	1	13	20
23	専他	教授	代数学	2	0	1	8.5	11.5
24	専他	教授	理科教育学	0	2	1	16	19
25	専他	教授	保健体育科教育学	4	0.5	1	11.5	17
26	専他	教授	家庭科教育学	3	0.5	1	9	13.5
27	実専他	教授	音楽教育学	3	2	2	10.5	17.5
28	実専他	准教授	英語教育学	4	0.5	2	10.5	17
29	専他	准教授	理科教育学	4	2	1	15.5	22.5
30	専他	准教授	物理学	1	0	1	12.5	14.5
31	専他	准教授	機械・技術科教育学	6	0.5	1	13.5	21
32	専他	准教授	保健体育科教育学	1	0.5	1	12.5	15
33	専他	准教授	食物学	2	0	1	10.5	13.5
34	実専他	准教授	音楽科教育学	2	0	2	13	17
35	実専他	准教授	美術科教育学	0	2	2	12	16
36	専他	准教授	美術科教育学	0	1	1	11	13
37	実専他	講師	社会科教育学	0	2	2	3.5	7.5
38	実専他	講師	技術科教育学	5	2.5	2	5	14.5
計38名	平均値			2.6	1.3	1.4	7.2	12.4
主担当・・・単独、又は企画運営・成績評定において主たる役割を果たす科目。1ポイント=2単位推計。								
副担当・・・共同授業において副次的役割を担う科目。0.5ポイントを付与する。								
実習科目・・・巡回訪問指導の頻度が相対的に高い実務家教員のポイントを2倍して付与。								
学部等・・・教育学部や他学部教職科目の担当。主担当1ポイント、副担当0.5ポイント。								

資料6 教職大学院の専任（実務家教員・研究者教員）資格基準

愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻専任教員資格判定に係る手続き に関する申合せ

〔 平成30年12月20日
教育学研究科委員会決定 〕

第1 愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻に所属する専任教員は、愛媛大学教育学部教員選考実施細則（以下、「実施細則」という。）第8条、9条及び10条に定める教授・准教授・講師の資格条件を満たすとともに、教育業績と研究業績の両面において実績を有する者とする。

第2 この申合せにおいて、実務家教員とは、専門職大学院設置基準第5条に規定する者をいう。また、研究者教員とは、実務家教員以外の者をいう。

第3 次に掲げる専任教員の具体的な基準は、以下のとおりとする。

- (1) 教授 別表1～10において30ポイント以上を有する者。
ただし、研究者教員は別表1～7で10ポイント以上、別表8～10で20ポイント以上とする。実務家教員は別表1～7で20ポイント以上、別表8～10で10ポイント以上とする。
- (2) 准教授 別表1～10において20ポイント以上を有する者。
ただし、研究者教員は別表1～7で6ポイント以上、別表8～10で14ポイント以上とする。実務家教員は別表1～7で14ポイント以上、別表8～10で6ポイント以上とする。
- (3) 講師 別表1～10において10ポイント以上を有する者。
ただし、研究者教員は別表1～7で2ポイント以上、別表8～10で8ポイント以上とする。実務家教員は別表1～7で8ポイント以上、別表8～10で2ポイント以上とする。

第4 教員資格判定は、実施細則第15条及び16条の規定に準じて、行うものとする。

第5 業績一覧は自己申告とする。ただし、Researchmapにおいて他者が確認できるように留意して作成する。

第6 別表6・7・8の業績についての対象期間は、原則過去10年とする。

第7 教育学研究科長が特に必要と認めた者には本申合せを適用しないことができる。

第8 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、教育学研究科委員会が定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年12月20日から施行する。
- 2 施行日に在職する教員のうち資格審査が必要な教員は、教員資格判定に係る業績一覧を平成31年1月末日までに、教育学研究科専修等主任会に提出する。

教育業績項目

別表 1 実務経験（教育現場等）

教育現場等の実務経験期間	ポイント	備考
1ヶ月以上～5年未満	6	RM 経歴
5年以上～10年未満	9	
10年以上～20年未満	12	
20年以上	15	

別表 2 実務経験（附属学校園）

附属学校園長の経験期間	ポイント	備考
1ヶ月以上～2年未満	1	RM 経歴
2年以上～3年未満	2	
3年以上	3	

別表 3 実務経験（委員等）

教育委員会、学校関係各種委員の累積実務経験期間	ポイント	備考
1ヶ月以上～3年未満	2	RM 委員歴
3年以上～5年未満	3	
5年以上～10年未満	4	
10年以上～15年未満	5	
15年以上～20年未満	6	
20年以上	7	

別表 4 教育職員免許状

教育職員免許状の取得経験	ポイント	備考
取得したことがある	2	RM 経歴

別表 5 教育関係学会への所属

教育関係学会への所属	ポイント	備考
所属している	2	RM 所属学協会

別表 6 教科書・資料等の作成

教育業績	ポイント	備考
教科書の執筆	1件につき 4	RM Misc.
指導書・教材等の作成	1件につき 2	
教育委員会発行の資料の執筆	1件につき 2	

別表 7 社会貢献

社会貢献	ポイント	備考
講演・講座講師	1件につき 0.5	RM 社会貢献活動
研修・実地指導	1件につき 0.5	

研究業績項目

別表 8 研究業績

研究業績	ポイント	備考
論文	1 件につき 4	RM 対応。 ポイントは単著の得点。共著 の場合は 1/2。
Misc.	1 件につき 2	
書籍等出版物	1 件につき 4	
講演・口頭発表等	1 件につき 1	

別表 9 博士学位

博士学位	ポイント	
取得	2	RM 対応

別表 10 競争的資金

競争的資金	ポイント	備考
科学研究費補助金等の学外 資金（代表）	1 件につき 4	RM 競争的資金等の研究課題
科学研究費補助金等の学外 資金（分担）	1 件につき 2	
学内資金（代表）	1 件につき 2	
学内資金（分担）	1 件につき 1	

資料7

実習科目免除申請について

1. 実習科目免除

本教職大学院で設定されている修了要件 10 単位の实習科目（以下参照）のうち、「連携校実習 1（4 単位）」「特別支援教育連携校実習 1（4 単位）」を除いた最大 6 単位を免除できる制度です。現職教員等の職歴、実践・研究業績等から「実習科目免除規定」に照らし合わせて判断します。

なお、4 単位以上の実習科目免除が認められ、試験に合格した場合、1 年修了プログラムを履修することになります。

実習科目名	単位数	配当学年	備考
小規模校実習	2	M1	最大 6 単位まで免除 可能
異校種実習	2	M1	
研究指定校実習	2	M1	
連携校実習 2	4	M2	
連携校実習 3	2	M2	
特別支援教育連携校実習 2	4	M2	
特別支援教育連携校実習 3	2	M2	
連携校実習 1	4	M1	免除不可
特別支援教育連携校実習 1	4	M1	

2. 審査

実習科目の免除科目・単位数については、以下の審査を経て決定します。

- 1) 実習科目免除については、出願時に本人の職歴や実践・研究業績を基礎資料として、入学試験における口頭試問を行います。
- 2) 入学試験時の口頭試問は、提出された「実習科目免除申請願」をもとに、免除予定の実習科目に関連する職務実績、実践・研究実績等について質問します。
- 3) 免除する科目・単位数は、口頭試問の結果および「実習科目免除申請願」を基礎資料として、審査・決定し、合格者には科目ごとの実習免除単位数を通知します。

3. 申請方法

実習科目免除を希望する場合は、「実習科目の免除規定と具体的な実践・研究実績等の例」を参照し、実習科目免除申請願（様式①）および実践・研究実績等の成果がわかる記録・資料等を出願書類と一緒に提出してください。

様式①の「関連する実習科目」の欄は、「実習科目の免除規定と具体的な実践・研究実績等の例」を参照し、自分の実績・業績がどの科目に該当するか検討し、実習科目名に○印をつけてください。

なお、これらの書類は、実習科目免除の判断のために提出を求めるものであり、入学の合否判定には関係ありません。

4. 実習科目の免除規定と具体的な実践・研究実績等の例

実習科目名	単位数	免除の審査基準	具体的な実践・研究実績等の例
小規模校実習	2	<p>■小規模校の特性を理解するとともに、課題解決のための具体的計画を策定・実行することができ、効果的な学習指導・生徒指導の方法について実践を通して理解習得する等、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習先の小規模校と勤務校との違いや特徴を、組織・カリキュラム・指導法等の観点を立てた上で正しく理解し、分かりやすく表現することができる。 ・小規模校における教育指導全般に関し、小規模校における課題解決のための具体的計画を策定し実行することができる。 ・小規模校における学習指導・学級経営・生徒指導等の実践を通して、小規模校における効果的な実践の在り方について報告書にまとめ、提示することができる。 	<p>◇教諭として小規模校に勤務し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会や研究指定校において、へき地教育や少人数指導に関する実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
異校種実習	2	<p>■勤務校種との違いを、実践を通して理解するとともに、異校種との連携の意義・重要性を理解し、なおかつ連携のための提案を行うことができる等、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務校種との違いや特徴を、組織・カリキュラム・指導法等の観点を立てた上で正しく理解し、分かりやすく表現することができる。 ・異校種との連携促進における、自校の課題を発見し、実行可能で具体的な改善案を提示することができる。 	<p>◇教諭として、現勤務校とは異なる学校種に勤務し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会や研究指定校において、幼少・小中・中高・高大連携に関する実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
研究指定校実習	2	<p>■愛媛県内外の先端研究の拠点校における、組織・カリキュラム・指導法の特徴を理解するとともに、そこで得た新たな知見を生かして、勤務校における改善案を提案することができる等、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p>	<p>◇勤務校以外の研究指定校に相当する学校の研究発表大会に参加し、先端研究の実践から高度な知見を習得する等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村が主催する、先端的な実践事例を学</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校と勤務校との違いや特徴を、組織・カリキュラム・指導法等の観点を立てた上で正しく理解し、分かりやすく表現することができる。 ・研究指定校の視察実習を通して、自校の新たな課題を発見し、実行可能で具体的な改善案を提示することができる。 	<p>ぶ機会を持った研修会に参加する等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会や研究指定校において、先端的な実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
連携校実習 2	4	<p>■学習指導、生徒指導・教育相談、学級経営・特別活動、特別支援教育、キャリア教育、教育課程、安全指導等について、実践研究の実績を有し、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を理解し、分かりやすく説明できる。 ・教育課程の課題を分析し、学校の教育課程編成を行うことができる。 ・教科や領域の年間指導計画を作成することができる。 ・特別活動の企画・運営に参加し、その指導にあたるることができる。 ・教育相談体制及び連携体制を理解し、担当教員と共にその実践を行うことができる。 ・学校の安全管理体制を理解し、安全に配慮した教育活動を的確に遂行することができる。 ・特別支援教育に関する校務分掌に参加し、協力してその指導にあたることことができる。 ・キャリア教育の推進体制を理解し、その指導にあたることことができる。 ・教職員の服務や不祥事防止の取組を理解し、適切に職務を遂行することができる。 	<p>◇教諭として、学習指導、生徒指導・教育相談、学級経営・特別活動、特別支援教育、キャリア教育、教育課程、安全指導等について、実践研究の実績を有し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会・研究指定校において、主に、学習指導、生徒指導・教育相談、学級経営・特別活動、特別支援教育、キャリア教育、教育課程、安全指導等に関する実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
連携校実習 3	2	<p>■「愛媛授業力の4観点」として愛媛県教育委員会より示されている児童生徒理解力・教材解釈力・授業構成力・授業実践力について、これらすべての基準を満たすと判断できる実践研究の実績を有し、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p>	<p>◇教諭として、授業力向上についての実践研究の実績を有し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単</p>

		<p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な児童生徒理解の方法を習得しており、それを授業実践に生かすことができる。 ・自らが担当する教科について教材を深く吟味し、多角的に分析を加え、その教材を授業実践に生かすことができる。 ・授業目標の達成のための、1 単位時間の構成についての多様な方法論について理解しており、それを授業実践に生かすことができる。 ・効果的な板書や発問等の方法を理解しており、それを授業実践に生かすことができる。 	<p>位とする研究会・研究指定校において、主に、授業力向上に関する実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
特別支援教育連携校実習 2	4	<p>■特別支援学校における、学習・生活指導、教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等について、実践研究の実績を有し、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を理解し、分かりやすく説明できる。 ・教育課程の課題を分析し、特別支援学校の教育課程編成を行うことができる。 ・特別支援学校の年間指導計画を作成することができる。 ・教育相談体制及び連携体制を理解し、担当教員と共にその実践を行うことができる。 ・特別支援学校の安全管理体制を理解し、安全に配慮した教育活動を的確に遂行することができる。 ・特別支援学校の校務分掌に参加し、協力してその指導にあたることができる。 ・キャリア教育の推進体制を理解し、その指導に当たることができる。 ・教職員のサービスや不祥事防止の取組を理解し、適切に職務を遂行することができる。 	<p>◇特別支援学校の教諭として、学習・生活指導、教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等、実践研究の実績を有し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会・研究指定校において、主に、学習・生活指導、教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等に関する実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
特別支援教育連携校実習 3	4	<p>■特別支援学校における、学習・生活指導、教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等について、実践のデータに基づく科学的検証を伴う実践研究の実績を有し、当該科目の目標に到達していると判断された場合。</p> <p>○修得すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の課題をデータに基づいて分析し、特別支援学校の教育課程編成を行うことができる。 ・教育相談体制及び連携体制を理解し、担当教員と共に 	<p>◇特別支援学校の教諭として、学習・生活指導、教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等、データに基づく実践研究の実績を有し、学級担任として指導にあたる等の実績を有している。</p> <p>◇国・都道府県・市区町村を単位とする研究会・研究指定校において、主に、学習・生活指導、</p>

		<p>に、データに基づき実践を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の推進体制を理解し、データに基づきその指導に当たることができる。 	<p>教育相談、キャリア教育、教育課程、安全指導等に関するデータに基づく実践研究に取り組み、その成果を公開授業、論文、報告書等で発表している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発において、校内のリーダー的役割を遂行する等の実績を有している。</p> <p>◇上記研究会や研究指定校の研究開発を、指導主事やそれに類する専門的立場から指導助言を行う等の実績を有している。</p>
--	--	--	--

※ここで示した具体的な実践・研究実績等の例は、入学希望者の想定される実践研究等の実績の一部です。

資料 8 教育実践開発コース（学級経営高度化プログラム） 学部卒業者の時間割例

【前期】

	月	火	水	木	金
第1時限			巡回訪問指導予定	巡回訪問指導予定	課題研究
第2時限	●授業研究の開発実践	●愛媛の教育改革	巡回訪問指導予定	巡回訪問指導予定	課題研究
第3時限		●小学校英語教育の実践研究		巡回訪問指導予定	
第4時限	●ICT教育の実践研究	●学級経営の理論と実践	●子ども理解の心理的アプローチ（調査法）	巡回訪問指導予定	●子どもの発達と感情
第5時限	●特別支援教育の理論と実践		●教師のライフヒストリー省察と資質能力開発	巡回訪問指導予定	
集中	●心の教育の理論と実践				

【後期】

	月	火	水	木	金
第1時限			巡回訪問指導予定	巡回訪問指導予定	課題研究
第2時限		■教材開発高度化演習	巡回訪問指導予定	巡回訪問指導予定	課題研究
第3時限		■学級経営の事例研究		巡回訪問指導予定	
第4時限	■特別な教育ニーズへの対応			巡回訪問指導予定	■集団づくりの道徳論的アプローチ
第5時限	■児童生徒・保護者の教育相談実践		■教育課題解決のための教育プログラム開発実践	巡回訪問指導予定	
集中					

資料9 「愛媛大学教職大学院 実習の手引き」(一部抜粋)

I. 実習の意義と目的

平成25年10月に出された「大学院段階の教員養成の改革と充実等について(報告)(文部科学省, 2013)では「教職大学院では学校における実習を通じて学校現場の課題を解決する仕組みを教育課程に取り入れることで、理論と実践を往還させた省察力による新たな学びや複雑な学校課題に対応する探究的な実践的指導力の育成を可能」としているとしています。

本学教職大学院でも、大学での知識や理論の獲得に加え、学校運営に関する課題解決力のあるスクールリーダー、高度な実践的指導力と問題解決力を備えた若手・中堅教員の養成を目指し、多様な実習科目を開設しています。

地域連携実習1・2(以下、連携校実習1・2)は通年、研究指定校実習後期に開講する分散型実習科目で、長期的な見通しをもって学校における授業力、課題解決力の向上を目的としています。地域連携実習3(以下、連携校実習3)、小規模校実習、異校種実習は集中型・課題探求型の実習科目で、個々の成長課題に対応した実践力の向上を目的としています。

<必修科目> 各4単位

連携校実習1・2は年間を通じて、週1.5日以上の実習を行います。通年実習により、教育実践開発コースでは幼児児童生徒の発達や学級経営の深化、特別活動等の役割などを学びます。リーダーシップ開発コースでは各校の課題解決の取組や学校運営を学ぶとともに、各自の課題研究と対応する研究協力校での調査研究などを行うことができます。

<選択科目> 各2単位

連携校実習3は教育実践開発コースM2が実習校において授業研究を行い、授業力のさらなる向上を目指しています。

小規模校実習は愛媛県の地理的特徴である島しょ部及び山間部等の小規模校の教育を理解することを目指しています。

異校種実習は取得済免許以外の校種での観察実習を通して、校種間連携や特別支援教育への理解を目指しています。

研究指定校実習は愛媛県内外の研究指定校における研究・研修の推進方法や現代の教育課題への理解を深めることを目的としています。

II. 実習科目 実習校決定の手順

1. 連携校実習1の手順

(1) 連携協力校の概要の把握

- ・学校の特色、教員の専門性等を把握し、実習チームが一覧を作成する。

(2) 実習校希望調査

- ・実習ガイダンスの時に、希望調査用紙を配布する。

- ・実習チームでとりまとめ、実習校絞り込みの資料とする。
- (3) 実習チームでの調整
 - ・希望調査及び連携協力校の体制、指導教員の要望を考慮しながら、実習チームで調整する。
 - ・希望校種が複数ある場合や絞り込めていない場合は、実習チームで検討する。
 - ・実習候補校を決定する。
- (4) 専攻会議に候補校を提案し、了承を得る。
- (5) 実習校への打診
 - ・実習チームが実習校候補先へ打診し、内諾が得られたら、指導教員及び実習生へ連絡する。
 - ・実習チームが依頼状と承諾書を作成する。
- 2. 実習校挨拶
 - ・指導教員と学生で実習校へ、依頼状と承諾書を持って挨拶に行く。
- 3. 各種書式について
 - ・実習依頼状・・・専攻科長名で作成し、実習校挨拶時に持参する。
 - ・実習承諾書・・・実習チームで保管する。
 - ・連携校実習1評価票・・・ひな形を基に、実習先及び自己の研究課題に応じて、評価項目を調整する
 - 中間評価票及び総括評価票の見本を実習挨拶時に渡す。
 - 中間評価及び総括評価の時期になったら、学生が評価票を実習校の校長に届ける。
 - 実習校から評価票の正本を受け取ったら、指導教員に提出する。

2. 連携校実習2の手順

- (1) 実習校希望
 - ・実習チームが希望調査用紙を配布する。
 - ・実習校希望を担当教員と相談し、実習チームに希望調査用紙を提出する。
- (2) 実習チームでの調整
 - ・連携校実習1と異なる学校・校種を希望する場合は、希望内容に沿って実習候補校を決定する。
- (3) 専攻会議に候補校を提案し、了承を得る。
- (4) 実習校への打診
 - ・実習チームが実習校候補先へ打診し、内諾が得られたら、指導教員及び実習生へ連絡する。
 - ・実習チームが依頼状と承諾書を作成する。
- (5) 実習校挨拶
 - ・指導教員と学生で実習校へ、依頼状と承諾書を持って挨拶に行く。

Ⅲ. 教職大学院 実習の心得

1. 実習にあたって

各実習科目の目標と内容を理解し、目標到達に向け、実習日のみならず、大学での学びの時間を有効に活用するように努める。

健康管理に留意し、体調不良が認められた場合は速やかに受診するなど、実習校への感染予防を図る。

実習科目は課題研究と密接に関連していることから、実習においても愛媛大学の研究倫理

に則り、特に実習で知り得た個人情報については適切に取り扱うこととする。なお、実習において学校現場に入れていただく意識を忘れず、幼児児童生徒からは教師として見られることを念頭において行動するよう努める。

＜愛媛大学の研究倫理審査対象事項＞

●愛媛大学教育・学生支援機構研究倫理委員会規定第7条より

- (1) 対象者の安全性や健康が脅かされることがないこと。
- (2) 対象者に不必要な負荷及び負担が加えられていないこと。
- (3) 得られたデータに関して、対象者のプライバシーが保護されていること。
- (4) 対象者が協力を拒否したときに、対象者に不利益が生じないこと。
- (5) 対象者に対する理解及び同意を求める方法が妥当であること。
- (6) 研究不正が行われないよう研究経緯及び結果が保全されていること。
- (7) 研究の成果が人類の福祉に反しない方向のものであること。
- (8) 研究代表者及び分担研究者が研究の実施において関与する企業・法人組織及び営利を目的とする団体と利益相反の関係にないこと。

＜教師としての法令上の禁止事項及び遵守事項＞

●教育基本法第9条（教員）

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養に励み、職責の遂行に努めなければならない。その身分は、尊重され、待遇の適正が図られるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

●地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない（国家公務員法第99条）

●地方公務員法第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。（国家公務員法第100条）

2. 服務

- (1) 実習校の服務規定に従う。
- (2) 実習日の出勤時に必ず出勤簿に押印する。シヤチハタは不可とする。
- (3) 病気・事故等で欠勤・遅刻・早退する場合は、速やかに実習校の実習担当者に連絡する。
- (4) 始業に十分間に合うようにゆとりをもって出勤し、実習担当者とその日の予定を確認する。
- (5) 勤務時間中の外出は、実習担当者の許可を得た場合のみとする。
- (6) 実習校の許可なしに幼児児童生徒を校外へ引率したり、幼児児童生徒の家を訪問したり、幼児児童生徒を自宅に招待したりしてはならない。
- (7) 実習校で知り得た個人情報は、授業課題もしくは研究として大学で指導を受けるために使用する以外は持ち出さない。持ち出す場合は、事前に実習校の許可を得る。また、不要な個人情報の取得は行わないとともに、自分の個人情報も幼児児童生徒等に伝えてはいけない。実習内容を SNS 等で発信したり、校外で話したりするなどの行為もしてはならない。守秘義務及び情報漏えいの未然防止を徹底して行う。

3. 初回挨拶について

実習開始前に指導教員と実習校へ挨拶に行く。

(1)実習校挨拶時に持参するもの

- ・実習依頼状
- ・実習承諾書 →サインと押印をその場でいただけたら、持ち帰る。
もしくは後日実習生が受け取り、当該実習担当教員に提出するに提出する。
- ・実習計画
- ・実習生自己紹介カード
- ・出勤簿及び欠席届
- ・実習の予定・報告書（見本）
- ・実習評価表（見本）

(2)打合せ事項

指導教員が⑥まで確認したら、⑦以降は実習生のみでの打ち合わせでもよい。

- ①自己紹介
- ②実習のねらい、内容 →実習計画の説明、(配属クラス(学年)の希望)
担当教員の空コマの時間帯の使い方
- ③実習の評価
- ④出勤の確認 →出勤簿
- ⑤欠席、遅刻等の連絡先
- ⑥実習校の時間割、年間予定の確認 →実習校から資料をいただく。
- ⑦持ち物 →上履き、体育館履き、着替え、教科書、指導書等
- ⑧ロッカー、下駄箱
- ⑨給食の可否、給食費の支払い方法
- ⑩出勤時の服装、着替え
- ⑪職員室もしくは教室、控室等の居場所

4. 連携校実習「実習の予定・報告書」の使い方

- ①時間割を確認して、次回実習の予定を記入する
- ②指導教員2名に見せて、実習の予定を伝える。(メール可)
- ③実習当日の朝、実習担当者教員とその日の予定を確認する。
- ④所感を記入後に、実習担当者のサインをいただく。
- ⑤指導教員に④の写しを提出する。
- ⑥以後、①～⑤を繰り返す。

5. 大学の開講期間以外もしくは実習日以外の実習校に関わる活動の扱い

<学校行事等>

- ・実習校と内容を確認し、指導教員と相談して決める。
- ・土日の運動会、学習発表会等の学校行事への参加は実習扱いとすることができる。
→木曜の実習日に振替を取ることは可能
- ・大きな学校行事が平日にあった場合

→内容によっては実習による公欠を認めるが、必ず指導教員の許可を得る

・部活動の指導、試合の引率等、及び大学の長期休業中等については、学部の「地域連携実習」として取り扱う。

→指導教員と相談し、実習チームに報告する。

*学部の「地域連携実習」ガイダンスを必ず受ける。「地域連携実習」として FIC に登録していない場合は保険対象外となるので注意すること。

6. その他の留意事項

(1)実習ノート

①実習ノートとして、2穴バインダー（Dリングファイル）を用意する。

②実習ノートの表紙には、実習名、実習生名、指導教員名を明記する。

③実習ノートに綴じる資料は以下のものを含め、ポートフォリオとして活用する。

- ・実習スケジュール ・実習の予定 ・報告書 ・日々の記録
- ・実習校資料 ・保育案 ・指導案 ・研究資料等

(2)現金や貴重品の管理に気をつける。不要な金品は持ち込まない。

(3)実習中、実習前後の異変については、担当者及び指導教員に逐一連絡を行う。急を要する場合、判断を仰ぐ必要がある場合には、電話、メール等により、確実に連絡を取る。

(4)災害時の対応

悪天候、自然災害時は、実習校の指示に従い、行動する。なお、松山市又は東温市のいずれかに特別警報（高潮及び波浪を除く。）又は台風に伴う暴風警報（以下「特別警報等」という。）が発表された場合の愛媛大学（附属学校園を除く。）における授業（休業期間中の集中講義を含む。）の取り扱いは、以下のとおりである。これを踏まえて、実習校と打ち合わせる。

午前7時に「特別警報等」が発表されている場合又は午前7時から授業開始（8時30分）までに「特別警報等」が発表された場合は、午前の授業を休講。

午前11時に「特別警報等」が発表されている場合又は午前11時から午後の授業開始（12時40分）までに「特別警報等」が発表された場合は、午後の授業を休講。

授業開始後に「特別警報等」が発表された場合は、当該授業時間帯（午前、午後又は夜間）における次の時限以降の授業を休講。ただし、特別警報（高潮及び波浪を除く。）が発表された場合は、直ちに授業を取りやめる。

(5)中学校・高等学校で当該教科の授業がない場合などは、実習担当者との打ち合わせや他教科の見学などに活用する。

(6)健康管理に気をつけ、4月の健康診断結果が良好であっても、自覚症状がある場合には、主治医、保健管理センター等の健康診断を必ず受けておく。

資料 10 教育課程連携協議会規程等

愛媛大学教職大学院教育課程連携協議会規程

〔平成31年4月1日〕
制 定

(設置)

第1条 愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(以下「教職大学院」という。)に、専門職大学院設置基準第6条の2第1項(平成15年文部科学省令第16号)の規定に基づき、愛媛大学教職大学院教育課程連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、愛媛大学大学院教育学研究科長(以下「研究科長」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他教育課程に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職大学院専攻長
- (2) 研究科長が指名する教職大学院専任教員 2人
- (3) 愛媛県教育委員会義務教育課長
- (4) 愛媛県教育委員会高校教育課長
- (5) 愛媛県総合教育センター所長
- (6) 松山市教育研修センター所長
- (7) 愛媛県教育会理事長
- (8) 愛媛県教育研究協議会会長
- (9) その他研究科長が必要と認める者

2 前項第2号及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員(代理者を含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、教育学部事務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

愛媛大学教職大学院教育課程連携協議会委員名簿

平成31年4月1日現在

愛媛大学教職大学院 教育課程連携協議会規程 規定第3条該当の号	氏 名	職 名	備 考
1号委員	露口 健司	教職大学院専攻長	役職指定
2号委員	城戸 茂	教育学研究科教授	研究科長が指名する 教職大学院専任教員
2号委員	日野 克博	教育学部教授	研究科長が指名する 教職大学院専任教員 (改組後、教職大学院に配 置換)
3号委員	田坂 文明	愛媛県教育委員会 義務教育課長	役職指定
4号委員	和田 真志	愛媛県教育委員会 高校教育課長	役職指定
5号委員	水田 寿	愛媛県 総合教育センター所長	役職指定
6号委員	稲田 直行	松山市 教育研修センター所長	役職指定
7号委員	福本 純一	愛媛県教育会 理事長	役職指定
8号委員	藤井 修二	愛媛県教育研究協議会会長	役職指定

※第2号委員の任期は平成31年4月1日～令和3年3月31日